

保保発 1114 第 1 号
令和 6 年 11 月 14 日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)

健康保険被保険者資格証明書について

標記については、今後下記のとおり取り扱うこととし、「健康保険被保険者資格証明書について」（昭和 56 年 10 月 1 日付け保険発第 76 号・庁保険発第 15 号厚生省保険局保険・社会保険庁医療保険部健康保険課長連名通知）は廃止することとしたので、事業主等に対し、その趣旨及び要領の周知徹底を図り、遺憾のないよう配意されたい。

なお、健康保険被保険者資格証明書は、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）第 3 条において、保険医療機関による患者の受給資格確認義務の例外として、緊急やむを得ない事由によって療養の給付を受ける資格があることの確認ができない患者であって、療養の給付を受ける資格が明らかなものについて規定していることを踏まえ、当該患者の受給資格を保険医療機関に対して明らかにするために交付するものである。

また、保険者への被保険者資格取得届等の提出から一定の日数以上経過してもオンライン資格確認等システムへのデータ登録が完了しないと見込まれる場合、若しくは完了できなかった場合、又は適切な期限を定めた資格確認書の交付を行うまでの間において、やむを得ない事情により時間を要する場合は、健康保険組合において有効期限を短期間に定めた資格確認書を交付することを基本とする。その上で、健康保険被保険者資格証明書は、被保険者又はその被扶養者が保険医療機関において療養を受ける必要があるときであって、速やかに受給資格を保険医療機関に明らかにする必要がある場合にのみ、特例的に交付するものであることに留意されたい。

記

- 1 事業主（健康保険組合の設立事業所の事業主に限る。）は、新規加入者についての医療保険者等向け中間サーバー等へのデータ登録又は資格確認書の交付、返付若しくは再交付が行われるまでの間、被保険者（任意継続被保険者又は特例退職被保険者を除く。

以下同じ。)又はその被扶養者(以下「被保険者等」という。)が資格確認書を現に所持しない場合であつて、かつ、療養の給付(家族療養費を含む。)を受ける必要があるときに限り、被保険者に対し健康保険被保険者資格証明書(以下「資格証明書」という。)を交付することができるものとする。

なお、健康保険組合が被保険者等の資格取得の確認を行っていない者に対する資格証明書の交付については、これを認めないものとする。このため、事業主は、健康保険組合から当該確認を行った旨の連絡を受けた者に限り、資格証明書を交付することができるものとする。

- 2 資格証明書の有効期間は交付日から5日以内を原則とし、交通の便その他やむを得ない事情により当該被保険者等がこの5日以内に保険医療機関及び保険医療養担当規則第三条各号に掲げるいずれかの方法によって療養の給付を受ける資格があることの確認ができないことが明らかであると認められる場合においても15日を限度とすること。
- 3 被保険者は、資格証明書の有効期間が経過したときは、すみやかに事業主に返付するものとし、事業主はこれを健康保険組合に提出するものとする。
- 4 資格証明書の様式は別紙様式によるものとする。

健康保険被保険者資格証明書

有効期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
 年 月 日 交付

保 険 者	番 号						
	名 称						
	所 在 地						
被 保 険 者	被保険者等 記号・番号	記 号		番 号	(枝番)		
	(フリガナ) 氏 名					性 別	
	生年月日	年 月 日					
	住 所						
	資格取得日	年 月 日					
被 扶 養 者	(フリガナ) 氏 名		性 別		性 別		性 別
	生年月日	年 月 日		年 月 日		年 月 日	
	枝 番						
	被 保 険 者 との 続 柄						
	被扶養者と なった日	年 月 日		年 月 日		年 月 日	
本 証 明 書 発 行 の 理 由							

上記の者は、当事業所の使用する被保険者で、現にその資格を有することを証明する。

年 月 日

事業所名称

所在地

事業主氏名

(印)

※「被扶養者」欄のうち不要の欄は斜線で抹消すること。